



背景・目的

- ◆動物愛護管理法
- 平成25年9月に施行された改正法附則において、必要な措置を講じることとされており、調査・検討が必要
- 改正法を受けて策定された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬・猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す（適正飼養の徹底が全ての前提）
- 地震等の災害を想定したペット飼養者への適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化
- 高齢者等の社会福祉施策におけるペットの扱いについて関係省庁や自治体と連携した調査・検討が必要

主な事業概要

- 動物適正飼養推進・基盤強化事業【147百万円(131百万円)】
- 動物収容・譲渡対策施設整備費補助事業【285百万円(119百万円)】

事業目的・概要等

期待される効果

- 改正法の附則に係る措置についての調査・検討の推進等
- 災害発生時におけるペット連れ避難者の救護の適切な実施
- 社会福祉施策連携による適正飼養促進を通じた引取り数減少
- 施設の改善により、適正飼養の啓発の場の確保による引取り数の減や返還・譲渡機会を増大させ、殺処分数、殺処分率の減少を図るとともに、災害時のペット救護体制の整備に寄与。

イメージ

動物適正飼養推進・基盤強化事業

総合的普及啓発、各種基準・ガイドライン作成、基本指針の推進・改訂作業等

- 法律に基づく動物愛護週間行事の実施等
- 各種基準やガイドラインの作成
- 基本指針のフォローアップや改訂（30年度は改訂年）に向けて調査検討等

動物愛護管理法附則等に基づく調査・検討等

- 犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査等

災害を想定した適正飼養意識の醸成及び自治体の受入れ体制強化推進事業等

- 災害時を想定した飼い主の適正飼養意識の向上や避難所体制整備のモデル事業
- 改訂「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」に基づく図上訓練の実施等

社会福祉施策と連携したペット適正飼養対策事業（新規）

- 適正にペットを飼養できない飼い主に対して、社会福祉施策と連携して先進的な取り組みを行っている自治体の事例収集等
- 関係省庁、自治体等による検討会開催

動物収容・譲渡対策施設整備費補助事業

保管施設の新築・改築・改修 返還・譲渡のためのスペース確保 ペット連れ被災者の一時預かり拠点施設の整備

動物収容・譲渡施設の新築、改築、改修等の事業に対して、補助金を交付

- 交付先：都道府県、政令市、中核市
- 補助率：1 / 2 以内

